

## 環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的にするため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

### 各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

#### 基本施策 - 4 環境と経済の統合に向けた取組

##### -4-(1) (1)経済活動における環境配慮の徹底

(目標) 経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。

(下位目標)

1. 税制優遇措置や税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向に努める。
2. 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを図る。

(事務事業)

- ア. 経済的手法の活用
- イ. 事業者の自主的な環境保全活動の推進

##### -4-(2) (2)環境保全型産業活動の促進

(目標) 環境に配慮した製品・サービスや環境保全に貢献する事業活動を促進する。

(下位目標)

1. 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成9年比でそれぞれ2倍にする。
2. より広い分野・品目でグリーン購入をするため、特定調達品目を適宜追加していくとともに、すべての地方公共団体においてグリーン購入が制度的に実施されることを目指す。また、民間におけるグリーン購入の取組の一層の拡大を目指す。

(事務事業)

- ア. 環境に配慮した製品・サービスの普及促進
- イ. 環境ビジネスの振興